

は、日本が武力攻撃を受ける事態ではありませ  
ん。受けていないにもかかわらず、他国の紛争に  
アメリカが介入したときに、日本がそれを支援  
し、自ら軍事的に介入する仕組みです。そのよう  
なことをすれば、日本に戦火を呼び込むことにな  
るのは明らかです。

日本がやるべきことは、南西諸島における軍事  
的な強化、沖縄本島における米軍基地の強化では  
なくて、あくまで紛争の平和的解決を働きかける  
外交努力であって、国民に重大な犠牲をもたらす  
武力介入など、絶対にやってはならないと思いま  
す。そのように考えていった場合に、危険極まり  
ない安保法制の廃止は急務だということ強調し  
ておきたいと思えます。

次に、外国軍隊への麻薬などの譲渡について伺  
います。

今回、麻薬及び向精神薬取締法の特例を設け  
て、自衛隊が、厚生労働大臣の許可を得なくとも、  
外国軍隊に医療用麻薬などを提供できるように  
するとしています。

まず、この規定を法案に盛り込むことになった  
経緯から伺いますが、事前の説明では、陸上自衛  
隊が現在、南西諸島の防衛についての研究を重ね  
ており、日米共同作戦の際に負傷した米兵の治療  
が手遅れになることへの懸念の声が上がっていた  
ことから、厚生労働省と調整を行い、今回の特例  
を設けることになった、このように聞いておりま  
すが、そういうことでよろしいでしょうか。

○岸国務大臣 防衛省におきましては、自衛隊と  
外国軍隊との協力関係が進展していることを踏ま  
えて、両者が共に活動する場合における衛生分野  
での課題について鋭意検討を進めてきたところで  
あります。

その結果、麻薬や向精神薬に該当する医薬品に  
ついて、これらを自衛隊から外国軍隊に速やかに  
譲り渡すことができれば、自衛隊及び自衛隊と共  
同して活動する外国軍隊のより円滑な運用に資す  
ると判断し、麻薬及び向精神薬取締法の所管省庁  
である厚生労働省と協議を行ってきたところであ

ります。

今般、厚生労働省との間で協議が調ったことか  
ら、当該法案の速やかな成立を図るべく、国会会  
に改正案を提出したところであります。

○赤嶺委員 自衛隊と米軍の協力関係が発展して  
いる中で、今回の医薬品の提供、このことが法案  
になったということですが、具体的には、どんな  
場面でのような医薬品を提供することを想定して  
いるんですか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

今回、特例規定に基づき麻薬等を譲り渡す場合  
としては、例えば、国内で共同して活動を行って  
いる外国の軍隊に負傷者が発生し、その治療に必  
要な麻薬等に該当する医薬品の提供を求められ、  
自衛隊から提供する場合などを想定しておりま  
す。

また、譲り渡すことを想定している具体的な医  
薬品としては、麻薬に該当するものとしてはモル  
ヒネ塩酸などの鎮痛薬を、向精神薬に該当するも  
のとしてはジアゼパムなどの鎮静薬などを想定し  
ているところでございます。

○赤嶺委員 日米の共同の軍事活動の中で、こ  
ういう必要性まで出てきたという説明であります。  
去年の十二月に、共同通信が、米軍と自衛隊が  
台湾有事を想定した新たな共同作戦計画の原案を  
策定したことを報じました。台湾有事を安保法制  
に基づく重要影響事態と認定し、南西諸島の約四  
十か所の離島を対象に米軍が臨時の軍事拠点を置  
き、相手の攻撃をかかわすために島々を転々としな  
がら中国艦艇への攻撃を続けるという内容であり  
ます。自衛隊には、輸送や弾薬の提供、燃料補給  
など、後方支援を担わせるとしています。

政府は公式には認めていないわけですが、やは  
りそういう検討をやっていることではないかと思  
います。今回の改定も、そうした共同作戦計画の  
検討の中から出てきたものではありませんか。

○岸国務大臣 米軍との間では平素から様々な情  
報交換を行っているところでございますが、日米  
共同作戦については、事柄の性質上、お答えを差

し控えさせていただきます。

○赤嶺委員 答弁を差し控えるということであり  
ますが、実態としては、例えば今年一月の2プラ  
ス2の共同発表、これは、緊急事態に関する共同  
計画作業についての確固とした進展を歓迎した、  
こう2プラス2で明記されているわけですね。県  
民の命が懸かった重大な問題であります。しか  
し、それを問い詰めると、日米間で秘密裏に事を  
進め、説明できないと答える。

しかしながら、突然県民が戦火に巻き込まれる  
という危機感もあります。偶発的な軍事衝突、今  
のような軍事の拡大強化、これがずっと続いてい  
きますと、そういう軍事衝突が偶発的に起こる危  
険さがあります。県民が突然戦争に巻き込まれ  
る、そういう事態になることを危惧しております。  
危惧どころか、これは沖縄戦の再来だと。

台湾有事は日本有事、そして、南西諸島の軍事  
を強化しよう、沖縄の米軍基地は日米同盟にとつ  
て必要だと。こんな、県民の苦しみを離れた、し  
かも勇ましい、そういう議論は是非とも慎んでい  
ただきたい。大臣がおっしゃっていたような平和  
解決、この姿勢で臨むのであれば、そういう姿勢  
がはっきり見えるような形で、南西諸島への軍事  
強化もやめていただきたいと思えます。

時間的範囲内であと一問伺いますが、引き続き  
日米ガイドラインとの関係です。  
政府はこれまで、日米間の役割について、米軍  
がその役割を果たし、自衛隊は盾の役割を果たす  
と述べてきました。

一九九七年に改定されたガイドラインでは、武  
力攻撃事態における航空侵攻や周辺海域の防衛、  
弾道ミサイル攻撃について、それぞれ、米軍によ  
る打撃力の使用に言及しておりました。

ところが、二〇一五年のガイドラインでは、米  
軍による打撃力の使用に言及して触れるだけに  
なっています。個々の作戦での言及はなくなっ  
ております。しかも、打撃力の使用を伴う作戦を実  
施することができるようになっており、必ず使用する

わけではなく、使用を考慮するだけになっていま  
す。なぜこういう書きぶりにならなっているんです  
か。

○増田政府参考人 お答え申し上げます。  
一九九七年の日米ガイドラインから、二〇一五  
年のガイドラインを新しくつくるに当たりまし  
て、その間の二十年近くの防衛政策の進展、日米  
協力の進展を反映させまして、かなり充実した内  
容になって、大部なものになってまいりました。

御指摘の打撃力の件につきましては、米軍が打  
撃力を使用する作戦を実施する場合、様々な領域  
において様々な様相を取ることがあり得る、その  
ために、二〇一五年に策定した日米ガイドライン  
におきましては、ほかの様々な活動、例えばISR  
活動や宇宙・サイバー空間における脅威への対  
処などを陸海空といった個別の作戦様相の一つ一  
つにおいて記述するのではないということと同様  
に、米軍による打撃力の使用についても、個別に  
記述するのではなくて、領域横断的な作戦の項に  
まとめて記述することとしたものでございます。

○赤嶺委員 紙が来ましたので、質問を終わります。  
○大塚委員長 次に、大塚志君。  
○太委員 大塚志君でございます。

今回、初めて安全保障委員会での質問となりま  
す。昨年、国会で議席を初めて預からせていただ  
くことになりました。そして、ようやくこの場所  
に立つことができました。

防衛大臣始め、また政府関係者の皆さん、この  
間、ウクライナ情勢が大変深刻な、また緊迫する  
中で、本日も大変貴重な時間をいただきました。心  
より感謝申し上げます。また、皆さんの御尽力に併  
せて敬意と感謝を申し上げます。

まず、今、我が国としてなすべきこと、これ  
を、ウクライナに平和を取り戻していく、そのた  
めに、あらゆる手段で、知恵を使って取組をして  
いかなきゃいけないと思っております。ロシアに  
対しては、徹底して制裁を強化していく、何より  
も、一刻も早く、停戦に向けた取組ということを

欧米諸国含めて団結してやっつけていかなきゃいけないと思っております。

同時に、各社の世論調査でも明らかになっております。今、我が国の七割から八割の国民が、日本の安全保障への今回のウクライナ情勢の影響というものを大変不安に思っている。こういった情勢の中で、やはり、日本周辺、もちろんウクライナの平和もそうです、東アジア、インド太平洋地域において徹底して外交的な努力また対話を、各国を通して平和を守っていくこと、そのことも大事でありますし、この後、私も具体的に質問してまいります。まさに今こそ防衛力を強化していくこと、そのための人的な基盤の強化、そういった意味でも、本日は、自衛官の待遇の在り方、本日に有事の際に我が国として国民をしっかり保護して確認したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、その前に、一月三十一日、小松基地を飛び立ったF15戦闘機の二名の航空自衛隊のパイロットが殉死しましたこと、私からも心からの敬意と哀悼の誠をささげたいと思っております。私の弟も、航空自衛隊で一時期、戦闘機課程の訓練生として、T4です、乗っていましたが、改めて、自衛隊の待遇の在り方を考える際には、まさに自衛隊員と家族の視点というのを持ちながら本日は議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私が言うまでもありません。日本の独立と主権を守り、平和を維持するために一命を賭して守ってくださるのが自衛官。しかし、自衛官の待遇の重要性を国は、政治は認識しているのでしょうか。今、我が国周辺の安全保障環境は悪化し、ウクライナ紛争があります。これから日本の防衛力をしっかりと高め抑止力を向上させていく上で、まずは、人的な基盤としての個々の自衛官が高い士気と誇りを持って任務の遂行に当たっていくことが極めて重要であります。

そういう中、今、大きな問題は、まさに、い

かに自衛隊員を確保していくのか。先ほど徳永議員からもありました中途退職者の問題、特にこの十年間で約四割近く増加していて、年間四千人近くの中途退職者がいるのが現状です。

こういった中で、大臣に伺いたいと思えます。先ほど、防衛省としても大臣としても様々工夫をされているというふうには聞きました。ですが、先ほども、私としては、更なる、自衛隊員を確保するため、そのための何か、そういった措置等を行っているのかどうか、取組を行っているかどうか、そこら辺をお答えいただければと思っております。お願いいたします。

○岸国務大臣 日本社会の少子化が進む中で、人材の確保というのは大変大きな課題でございます。今委員のおっしゃった中途退職の問題も認識をしております。

まずは、中途退職については、退職の理由の集計によりまして、令和元年度、令和二年度において、民間企業への就職が半数近くを占めて、最も多くなっております。続いて、家庭の事情、性格の不適合、進学が続いております。防衛省としては、このような状況も踏まえて、中途退職の抑制に向けて不断の努力をしております。

先ほど一部言いましたけれども、職場環境の改善ですね、そういった抑制策も必要であります。具体的には、人材の確保のために、隊員の生活・勤務環境の改善、女性自衛官の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、処遇の改善、ハラスメント防止やメンタルヘルスの施策といった、各種の施策を推進し、自衛隊の魅力を向上してまいります。

防衛省としては、防衛省・自衛隊の任務が一層多様化する中で、より幅広い層からの多様かつ優秀な人材の確保を図るとともに、全ての隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮できる環境の整備に向けた取組について不断に検討してまいります。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

確かに、防衛省を含め自衛官、また私の地元でも募集案内の皆さん、様々工夫をされてやっているとありますが、財務省は明確に言っています、従来の努力による定員の確保や増加は限界があると。中途退職の抑制に加えて更なる工夫が必要だと言っています。

そういった意味で、まさにここで私が聞きたいのは、自衛官の給与体系について、何度も国会でも議論されてきたというふうには承知をしております。一方で、なぜ、七十年前ですか、発足当時の警察予備隊、その後の保安隊、その当時の発想でなぜ、これまでずっと。国際情勢が変わり、また、自衛隊の任務も多様化し、より様々深まっていく中で、ここで私が伺いたいのが、待遇を改善していくためにもやはり給与体系を自衛官独自のものにすべきだと思いますが、この点に関して、大臣の御見解をお願いいたします。

○岸国務大臣 自衛官の給与制度について申し上げますと、公務員の給与制度は信頼性、公正性が極めて重要であります。このため、自衛官の給与の基礎となる俸給表については、職務が比較的類似する警察官等に適用される公安職俸給表等の俸給を基準として作成しております。これにより、官民比較に基づく人事院勧告を尊重した一般職の国家公務員の給与改定に準じることで、給与制度の信頼性、公正性を確保しているところであります。

一方で、自衛官の任務の特殊性に対する処遇も重要であり、その点については、その特殊性を考慮した航空手当、乗組手当等の独自の手当を設けて評価するとともに、安全保障環境の変化や自衛隊の任務の拡大等を踏まえて、適切な処遇を確保すべく、毎年の概算要求の機会を捉えて各自衛隊の意見を聞きながら処遇の改善を図っているところであります。

このように、今後とも、自衛官の任務の特殊性を踏まえて、それにふさわしい処遇となるよう不断の検討をまいります。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

様々、手当等もあって、しっかりと考慮されているということは分かったんですが、七十年前とは大分違うと思っております。そういった意味でも、やはり私はここで大臣に御決断いただきたい。

特に、警察官と自衛官というのは大きく違うと私は思っております。もちろん、警察官にしても、消防士にしても、高いリスクを背負いながら人命を救うために懸命に職務に当たられていると思っております。ただ、これからの国際情勢を見据えて我が国として人的な基盤をしっかりと確保していく、そのためには、やはり、全ての自衛官は、職務の宣誓において、まさに、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務める、そういうふうな誓っております。そういう決定的に違っているところを、いつまでも、これまでどおり、旧態依然としていくのではなく、私はここで何とか変更していただけないかというふうには思っております。

大臣は様々な機会でおっしゃっております、防衛力の抜本的な強化に取り組んでいくと。だからこそ、ここで、人員確保のためにも、我が国の防衛力強化、高い士気と使命感を持った、誇りを持った、そういった形で任務に当たっていただくためにも、是非ともこの点を引き続き御検討いただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

余り時間がないので次に行きたいと思っております。こちら私も大きな問題だと思っております。国際情勢は様々変動しています。しかし、防衛行動、自衛隊のまさに主たる任務の中で、国を守るための任務に当たって、ずっと国会でも議論されてきたと思っておりますが、今、その手当がどのように定められているのかについて、大臣でよろしいでしょうか、教えていただければと思います。

○岸国務大臣 武力攻撃事態や存立危機事態に際しまして防衛出動が下令された場合においては、

防衛省の職員の給与等に関する法律第十五条の規定によりまして、防衛出動手当として、政令で定める額の防衛出動手当と防衛出動特別勤務手当が支給されることとなっております。

これらの手当の対象となる勤務の危険性や困難性は、発生する事態の態様により様々な強度のものがあると考えられるところですが、防衛出動によりその任務に当たる隊員に対する処遇については、隊員が誇りを持って、安んじて任務の遂行ができるようにすることが重要であります。これらの点に十分配慮して、適切な処遇となるよう、不断の努力、検討をまいりたいと思っております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

ただ、残念ながら何も決まっていないうことだと思っておりますが、どういふことなんでしょうか、本当に。我が国としては、自衛官による防衛出動というのは想定していません、あるいは有事は想定していません、そういった認識でよろしいものでしょうか。どうかお答えをお願いいたします。

○岸國務大臣 まずは、自衛隊として、我が国として、有事にならないように、万全な抑止力を備えていくべきと考えております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

一方で、大臣、私、防衛省の方に聞いていますが、結局決められないということだと思っておりますが、いつまでも検討で、何年間たっていますか。まさに二〇〇三年からですので十九年間放置している、これこそ私は政治の怠慢だと思っておりますので。全く自衛官に対する敬意とかが示されていませんし、大臣が先ほどおっしゃいましたけれども、これは誇りを持って任務に当たる状況じゃないかと思っておりますので、是非とも、何とか、いつになったら検討して、鋭意検討しているということだと思っておりますが、早急に検討をする時期です。

ウクライナ情勢も受けて、いろいろと、後半で伺いたいと思っておりますが、まさに東アジアの情勢を考えたときにも、これは早急に決めていただかないことには、自衛官が全力で任務を全うして

きない環境だと思っておりますので、どうか引き続きこの点を後半の方でまた問わせていただきましたと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後二時十八分開議

○大塚委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。太栄志君。

○太委員 午前中に続きまして、引き続き質疑をさせていただきます。

先ほど大臣にお伺いしました防衛出動手当の件で、もう一度、大臣に御見解をいただきたいと思っております。

二〇〇三年に導入された防衛出動基本手当について、防衛省の職員給与等に関する法律の規定において、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は政令で定めるとされております。しかし、現在に至るまで、防衛出動手当の金額を定める政令は、大臣から先ほど御説明がありましたように、未制定、決まっていないう、これが現状であります。

そういった意味で、先ほどの繰り返しになります、自衛官が、いざ有事となつて防衛出動が発令された際に、防衛出動手当が幾ら出るか分からない状況で出撃をしなければならぬ。もちろん、私も何人かの自衛官の方に聞きましたが、お金のことじゃないと皆さん言います。ですから、政令でしっかりと定めるとなっております。しかも、家族の感情からすると、こういふことすら決めず、いつ有事があるか分からない、そういった認識を持ちながらも全く政治が役割を果たしていない、私はそういうふうな思っております。そういう意味で、自衛官に対する敬意が欠け

ているのではないかと思っておりますが、この点に關して、もう一度、大臣の御見解をお願いいたします。

○川崎政府参考人 事務的に、検討状況だけ、簡潔に御答弁申し上げます。

防衛出動手当を検討する上で考慮の対象となり、また、これに加えて、戦闘という特殊な任務に伴う極端な危険の度合いというものを、危険を伴う他の任務に支給される手当と比較して、どのぐらいの危険と評価して、どのぐらいの金額の手当が適当なのかと、こういった事務的な検討作業がかなり難しく、現時点でいまだ金額を定めるに至ってはおりませんけれども、委員御指摘のとおり、防衛出動任務に当たる隊員処遇の確保の重要性を踏まえて、更に事務的な検討の推進に努力をまいりたいと思っております。

○太委員 今回の御説明にありますが、結局は決まっていないうことですね。

それで、私も、もちろん、我が国の防衛政策上、いろいろな意味で機密の部分に関わってくるんじゃないかと。そういった意味で、逆に、決められないのであれば、そういうふうな、しっかりと本来であれば自衛官に対しても説明すべきだと思っておりますが、そういうことなく、十八年間以上ですか、十九年間、ずっと放置してきたことが私は問題だと思っております、本当に決めるんですか、検討すると言っております。

それでは、いつ決めるのか。そこをもう一度、事務的に構いませんので。大臣、是非とも御見解を。本当に、早急に決めることには、おかしなことになると思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○岸國務大臣 委員の問題意識を本当にありがとうございます。一部、先ほど御答弁申し上げましたけれども、防衛出動によってその任務に当たる隊員に對

する処遇について、まず、隊員が誇りを持って任務に取り組んでいただくということが何より重要だと思っております。そういう点をしっかりと考えながら、これらの点を、適切な処遇となりますように、不断に検討をまいりたいと考えております。

○太委員 大臣、どうか、ずっと検討と言つて、十八年間たつております、いつ検討されるのか、もう一度お伺いいたします。

○岸國務大臣 時期については差し控えさせていただきますかと思っておりますけれども、早急にこの問題については考えていかなければいけないと思っております。

○太委員 時期を是非とも私は言っていたことがつたんですが、大変残念であります。

いずれにしろ、決まらずに検討をずっと続けている、これは私は、自衛官に対する、本当に失礼なというか、敬意を欠いた状況だと思っております。どうかこの点、改めてお願いして、次へ移りたいと思っております。

これも午前中に伺った点なんですけれども、もう一度、自衛官の待遇、給与体系について、申し訳ございませんが、もう一度確認させていただきますかと思っております。

今、国際情勢としてウクライナ情勢を含めて大変厳しい中で、大臣も、あるいは総理も、抜本的な我が国としての様々な防衛力を強化するための取組を進めていくというふうな発言されておりますが、改めて、私は、自衛官に関しては独自の給与体系にすべきだと思っております。それに関しても、是非とも大臣に。

今は警察に準ずる形で自衛官の給与が決められております。元々の出発の時点からの経緯があると思っておりますが、御説明いただきました。自衛官と警察の違いに關して、大臣の御見解を、事前に通告してありますので、是非とも教えていただきたく、お願いいたします。

○川崎政府参考人 事務方より、細かい点を御答弁申し上げます。



す。

あるいは、危機管理の専門家も、こういった島民をどう具体的にやっていくのか、小さな島の小さな自治体が主体になって。もちろん自衛隊は、国民保護の、島民を避難させる業務にほとんど従事できないですよ、有事の際には。

そういったところを明確に規定していないというのは、相当、政府の、私は今からでも遅くないと思っております、早急に、まず国民保護法をしっかりと、我が国への直接の武力行使じゃなかったとしても、しっかりと国民を守っていく、そういったことを、是非とも大臣に、大臣のリーダーシップで前へと進めていただきたいと思っておりますので、もう一度御返答をお願いいたします。

○大塚委員長 防衛大臣の所管の中での答弁、限りがあると思いますが、御指名ですから、大臣がいきまますか、それとも内閣官房がいきまますか。

内閣官房澤田内閣審議官。

○澤田政府参考人 お答えいたします。  
議員御指摘の住民の避難あるいは救援が必要な状態で、国民の保護が必要な状態となれば、併せて武力攻撃事態あるいは武力攻撃予測事態という形で認定をいたしまして、国民保護法を適用することにより国民を守っていくものと考えております。

○大委員 残念ながら、この時点では、私は、島民もそうだと思います、政府がしっかりと自分たちのことを守ってくれるというふうに確信は持てないと思っております。

私は、外交とか安全保障というのは党派とかは関係ないと思っております。オール・ジャパンでこそやらなきゃいけないと思っております。そう教えられてきましたので。是非とも、そういった視点から、引き続き、私自身も研さんを積みながらこの防衛問題にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

時間になりましたので、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

○大塚委員長 次に、玄葉光一郎君。

○玄葉委員 玄葉光一郎です。  
本日議題になっております在外邦人等の輸送の要件等を見直しの問題で、まず質問をさせていただきたいというふうに思います。

この見直し提案をされたというのは、昨年のアフガニスタンにおける邦人及びアフガン人協力者の退避作戦の経験を踏まえてということだと思います。

今回の事案につきましては、いろいろな評価はあり得るかもしれませんが、少なくとも日本としては、当初、アフガニスタン人の日本への協力者の退避に関して残念ながら失敗をいたしましたということだと思います。結果として影響は最小限で済んでおりますけれども、しかし、日本人への協力者を仮に保護できなくて、その後、協力者の皆さんが路頭に迷うということに今もなっているならば、日本のこれからの平和構築に大変な影響が出たというふうに考えておられて、やはり、このことについてしっかりとした反省あるいは教訓というものを導きながら、この問題を考えていかなければならぬだろうというふうに思います。

今日、基本的に聞きたいのは、何で韓国にできて日本にできなかったのかということなんですけれども、その前に、岸大臣、今回の改正、こうした提案がなされていきますけれども、基本的なことをお聞きしたいんですけれども、この改正、もしアフガニスタンの事案が生じる前に今回の改正がなされていけば、先ほど私が申し上げたようなアフガニスタン人の日本への協力者の退避作戦はうまくいったというふうに考えておられるかどうか。まず、基本的な認識を聞きたいと思っております。

○岸国務大臣 昨年のアフガニスタンの事例でありますけれども、その前にこの改正がなされてきたということでございます。ようか。アフガンでのオペレーションについては、まず、この法律がなくてもできたところであるというふうに考えております。その意味で、一般のアフガニスタンの事例が、経験としてはこれは大変貴重でありますし、そのことを、情報収集の充実とか、政府部内の連携強化、意思決定の迅速化、こういった改善点は今の輸送に係るオペレーションに生かしておるところでございます。

具体的には、十一月から十二月にかけてエチオピアの情勢もございました。そうした中、エチオピアの情勢悪化を踏まえて、在外邦人等の輸送が必要となる場合に備えて、迅速に防衛省と外務省から成る調査チームをジブチに派遣するということが成ったわけでございます。そういう意味では、今回の経験も十分に生かしていかなければいけないというふうには思っております。

○玄葉委員 今のお話だと、仮にこの改正があの事態、事案が生じる以前になされていても基本的には結果は同じだった、そういう認識だということだと思います。

冒頭の問いに戻りますけれども、では、なぜ韓国にできて日本にできなかったのかということでございます。事前に外務省にはかなりしっかりとブリーフをしておりました。

御承知のとおり、イギリスは、大使を現地にとどめてアフガン人へのビザを発給し続けました。ドイツは、カブール陥落が八月十五日ですけれども、二十六日までの十一日間で四千五百人を救出しています。ドイツ人五百人、アフガニスタン人四千五百人、韓国人を含めて四百人弱を退避させています。

なぜ韓国にできて日本にできなかったのか、このことについてお答えをいただきたいと思っております。

○鈴木副大臣 お答えさせていただきます。  
まず、本件でありますけれども、自衛隊機による退避オペレーションに関しまして、政府としては、事態がまさに刻一刻と変化していく当時の状況下においては可能な限りの対応を行ったと認識しております。

八月の十四日までに、民間チャーター機による大使館員、現地職員やその家族等の退避計画をほぼ整えておりました。また、それと並行し、十四日夜の時点で防衛省に対し自衛隊機の利用可能性についても内々打診をしておりました。

しかし、十五日に、委員御指摘のようにカブールが陥落をいたしました。カブール国際空港の民間機が運航を停止して以降、非常に混乱を極めていた空港の状況等を踏まえまして、これまでの計画を一から再検討する必要性が生じたところであります。外務省から防衛省に対し、自衛隊機の利用可能性についての検討は一旦ホルドしてほしい旨を伝達させていただきました。

また、まずは、カブール空港を利用しては各国の軍用機の余席、その提供についても要請をさせていただきますましたが、その段階では確保が難しいことも判明をいたしました。

並行して、カブール国際空港の混乱の収束状況、各国軍用機の離発着を含む空港の運営状況を見極めながら、退避実現のための様々な手だてを検討いたしました。その結果として、最終的に、自衛隊機の派遣が可能な状況となりまして、それを受け、また、それが最も効果的かつ有効的な手段である、このような結論から、外務省から防衛省に、二十日でありましたけれども、自衛隊機派遣の具体的検討というものをいまま一度要請させていただいたところであります。

その後、関係国と連携をし、輸送の安全を確保した上で迅速に自衛隊機の派遣を行い、退避について準備を整えておりました。その直後にカブール空港でのあの大規模な爆弾テロというものが発生をし、輸送対象者の安全を第一に考えた結果、市内の輸送を一時中断することを余儀なくされました。

しかしながら、最終的に、退避を希望される邦人一名及びアフガニスタン人の十四名は自衛隊機で輸送することができました。当時の状況を踏まえますれば、自衛隊機派遣に係るこうした判断は適切なものであったと考えます。

なお、委員の、韓国ができた中において日本はという比較でありますけれども、日本以外の各国